

## 飲食店等の皆さまへ

時短等要請協力金の早期一部支給を開始します！

熊本市の飲食店等 定額 30万円

熊本市以外の飲食店等 定額 25万円

申請期間 8月11日(水)～8月20日(金)17:00まで

## 申請対象

※以下の全てを満たす方が対象です。

- ・ 8月8日～31日の時短等要請に全面的に協力いただける方。
- ・ **第5期の時短等要請協力金（4月29日～6月27日の間）の受給実績**があること。 ※申請中も可。
- ・ 時短等要請期間が終了した後に受付を開始する**本申請を必ず行うこと**。
- ・ 本申請を行う際、**売上高方式を選択**すること。

## 申請方法

申請はこちらから！ →

または、「熊本 時短 8月」で検索！



## 電子申請のみ

## ・ 申請までの準備と入金までのおおまかな流れ

- ① 営業許可証を準備 ※許可期限を必ず確認！期限切れの場合支給できません。
- ② 振込口座の通帳を準備 ※口座入力の間違いに注意！
- ③ 電子申請で必要事項を入力
  - ・ 申請には利用者登録が必要です。メールアドレスをご準備ください。
  - ・ 今回の申請については、添付書類は一切ありません。
- ④ 最後に誓約書の内容をしっかりと読んでいただき、同意。 →申請終了！
- ⑤ 申請受付後、口座番号等に間違いが無ければ1週間～10日程度でお支払い

**【重要】** 申請者情報や振込口座については、原則、過去の協力金申請時と同一のものを記入ください。間違った内容を記入すると、迅速な支給が出来ません！

## 相談窓口

- ・ 今回の申請は、売上高の算定や資料の添付などが必要なく、スマホからでも簡単に申請できます。不安な方は、まずは周りのご家族などにご相談ください。
- ・ それでも申請が難しい方については、以下の相談窓口にご相談ください。

相談窓口 **096-213-7092** 受付時間 午前9時～午後5時（平日のみ）

## 協力金の不正受給は犯罪です！

早期一部支給の交付後、本申請を審査する中で、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合及び**本申請を行わない場合**は、申請者に対し交付済の協力金の全額返還を求めます。**あわせて、交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求する場合があります。**

県では、県民からの通報等を受け、実際に見回りをしています。**交付要件を満たさない事実が発覚した場合は、申請者の本申請を受け付けません。虚偽申請は絶対に行わないようご注意ください。**